

2026 年度 瀬戸内市地域団体等自立活動支援コーディネーター業務委託  
<(イ) 地域活動プレイヤーの支援及び裾野拡大>  
仕様書

1. 業務名称

2026 年度 瀬戸内市地域団体等自立活動支援コーディネーター業務委託  
<(イ) 地域活動プレイヤーの支援及び裾野拡大>

2. 業務目的

地域活動の担い手の高齢化や、地域課題の多様化・複雑化が進む中、従来の地域コミュニティの枠組みだけでは、これらの課題への対応が困難となっている。今後、持続可能な地域社会を実現していくためには、地域活動プレイヤーが継続的に活動できるよう、自立・発展に向けた支援を行うとともに、新たな担い手の参画を促し、その裾野を広げていくことが必要である。

そこで本業務では、「地域活動プレイヤーへの活動支援」及び「地域活動に関心を有する方が一歩を踏み出すきっかけづくり」を目的として、まちづくりに関する知識及び経験を有する人材を「瀬戸内市地域団体等自立活動支援コーディネーター」として配置する。

3. 業務内容

(1) 地域活動プレイヤーの活動支援

(例 地域活動プレイヤーの相談対応、プレイヤー同士の交流・連携の促進等)

(2) 地域活動プレイヤーの裾野拡大

(例 新たな地域活動プレイヤーの発掘、活動に向けた支援等)

(3) SNS を活用した情報発信

(例 地域活動プレイヤーの活動紹介、イベント告知等)

(4) 業務報告

・月1回、前月までの活動実績と翌月の活動予定を、瀬戸内市地域協働課職員と対面で打ち合わせすること。

・委託期間終了後7日以内に、委託期間の活動状況を整理した活動報告書を提出すること。

※詳細については瀬戸内市地域協働課職員と相談しながら決定

4. 委託業務の履行場所

瀬戸内市役所、瀬戸内市内各施設等

## 5. 契約期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

## 6. 支払方法

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、前金払とすることもできる。前金払の場合は、契約締結後、契約額の3割を上限に受託者の請求に基づき速やかに前金払い、委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき残余額を支払う。

## 7. 特記事項

- (1) 灘区地域協働課から提供する資料等については、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたって知り得た情報を、灘区地域協働課の書面による承諾を得ることなくその目的外に使用し、または第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。本業務を完了した後も、また同様とする。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。  
なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」は神戸市ホームページを参照すること。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- (4) 本業務を通じて得た地域情報等は灘区地域協働課へ共有すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。